

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 こども家庭課

法令名	児童扶養手当法	法令番号	昭和36年法第238号
不利益処分の種類	受給資格の喪失	根拠条項	第4条
処分基準	児童扶養手当法第4条（支給要件） 児童扶養手当都道府県事務取扱準則（昭和60年8月21日、児発第705号） による		
	対応区分 1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関 こども家庭課	交付機関 こども家庭課